ふかがわ通信 NO.9

自由民主党大田区民連合 大田区議会議員
まちづくり環境委員会 委員長
議会運営委員会 委員
交通臨海部活性化特別委員会 委員

深川みきひろ

表面は、区役所洗車サービスのほか、9月から販売を開始した池上麦酒、
8月から11月まで展開している「どんと来い! 幕末・明治プロジェクト」について。
裏面は、平成30年第二回定例会・一般質問を掲載しています。

【略歴】
昭和54年7月30日 大田区生まれ 38才
大田区立池上第二小学校、私立成城中学校、
私立成城高等学校、中央大学法学部卒業、
中央大学大学院法学研究科博士前期課程修了、
修士（法学）・中央大学
株式会社ゲマインシャフト代表取締役

【役職】
池上地区商店会連合会事務局長
池上地区まちづくり協議会事務局長
大森消防団第五分団副分団長・応急手当指導員
大田区柔道会監事
入新井少年野球連盟参与
竹内杯争奪野球リーグ参与
ソフトボール多摩川リーグ顧問
日本ルワンダ協会理事
全日本柔道連盟公認C級指導員
全日本柔道連盟公認C級審判員
日本ゲートボール連合公認2級審判員

【趣味】
お祭り、お会式、獅子舞、裏千家茶道 中級（行之行台子）
柔道（講道館柔道四段）、ダイビング

大田区では障害者の就労支援に取り組んでいます

PICK UP NEWS 01

区役所駐車場で洗車サービスを試行実施しました

大田区では5月から7月まで区内就労継続支援A型事業所と連携し、障害者の方々の雇用創出として洗車サービスを試行実施しました。すでに試行は終了していますが、利用者の方からは「仕上がりが良かった」と満足の声を頂きました。

ルーフ部分は特に汚れが目立ちました

細かな部分まで丁寧に作業してくれます

このサービスは大田区中学校生徒海外派遣で交流のあるドイツ・ブレーメン州にある障害者施設「マーティンスホーフ」がおこなっていることを参考に私が提案をしたものです。

今後は、洗車を毎月第2・第4水曜日の午前10時半～午後3時半におこないます。

日程は、10月10日、24日と続きます。料金は1000円で、外装と窓を15分程度かけて洗車します。

障害者向けのビジネスの幅を広げ、より一層障害者の方々がイキイキと働ける環境づくりをおこないたいと思います。

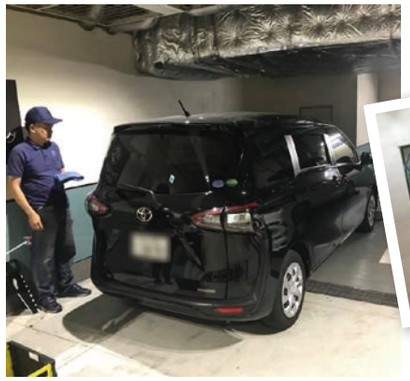

新車のような輝きが戻りました

本庁舎地下1階で実施しました

PICK UP NEWS 02

池上麦酒（ビール）販売開始

池上地区商店会連合会では、大田区唯一の地ビールメーカーである羽田麦酒（東京都大田区多摩川1－23－12石井ビル1階）と連携し、新しい池上の名物「池上麦酒」を9月に発売開始いたしました。「池上麦酒」は池上のために特別に醸造された「ゴールデンエール」という銘柄で、その名の通り黄金色のエールビールです。飲み口はすっきり爽やかで、クセが無いのが特徴です。

現在、数店舗で飲めるといった状況ですが、これから拡大をしていく予定とのことです。

是非一度池上へお越しください。

取り扱い店舗はこちらのQRコードから確認いただけます

PICK UP NEWS 03

池上せご丼について

今年は江戸無血開城から150年目にあたり、明治維新の立役者・西郷隆盛を主人公にしたドラマも放送されています。

大田区の名所のひとつである洗足池には勝海舟夫妻の墓所があり、池上本門寺の松濤園は勝と西郷が会ったとされる場所でもあります。

そうした縁を活かした「どんと来い！幕末・明治プロジェクト」が8月末から洗足池周辺地区、池上地区、蒲田地区でスタートしています。

池上地区では勝海舟と西郷隆盛、二人のゆかりスポットをめぐり、オリジナル丼を食べるスタンプラリーを開催しているほか、11月23日・24日に「大田区×鹿児島 どんどん市in池上本門寺」が開催されます。

是非この機会に池上の飲食店11店が開発した「せご丼」をお楽しみください。

池上エリアでは11店舗の丼が楽しめます

平成30年第二回定例会・一般質問

障害者雇用の拡大について

問　区役所の地下1階で始まった就労継続支援A型による洗車サービスに関する、今までの取り組みと今後の意気込みを伺う。

答　区は、以前から障がい者総合サポートセンターを核とする就労支援ネットワークを構築し、企業就労などに高い実績を残している。平成28年からは区内障がい者施設などが連携し共同販売イベントを実施するなど、工賃向上の取り組みを進めてきた。区は、より多くの障がいのある方が、自分らしく働ける多様な就労支援の方法を検討している。洗車サービスについては、障がいがある方の特性を踏まえた作業内容であるとともに、丁寧な仕事の出来栄えもあり、良好なスタートを切れたと考えている。今後の展開については、今回のモデル実施の評価や事業者の意向などを踏まえ、障がい者総合サポートセンターを含む多様な場所の試行も検討していく。

2歳児園の導入について

問　2歳児保育園制度の導入について、検討状況を伺う。

答　誰もがしっかりと育児休業を取得できるようにするためには、育児休業明けに確実に保育所に入所できることが必要である。区は29年度から、育児休業明けの入園予約制度を区内保育園12か所で開始したが、各園の予約申込み状況は大変高い倍率となった。保育所を2歳児以上に特化した場合の二一ズの把握に努めるなど、検討していく。

中学校生徒海外派遣について

問　今年度のプログラムを見るとミュンヘン行きが再開されると伺いった。この間の状況について伺う。

答　区では、ドイツ派遣を開始した23年度から継続的にミュンヘン市に訪問していたが、28年7月に銃乱射事件がおこり、生徒の安全を確保するため市内観光を取りやめた。しかし、ドイツ南部のミュンヘン市を訪問することは、ホームステイを行う北部のブレーメンとの違いなどについて体感することができ、ドイツについての理解を一層深めることにつながる。今回、外務省の海外安全情報や、29年度の区議会親善訪問調査の報告などを踏まえ、安全上の課題が一定程度解消されたと判断し、30年度の行程に再び組み入れる予定である。

野辺山学園の今後について

問　今年度の野辺山学園移動教室は、例年通り5月から始まったが、6月以降の移動教室が急きょ日程及び実施場所の変更になったと聞いている。どうしてこのような事態になったのか伺う。

答　はじめに、今回の事業見直しで、生徒や保護者の皆様、並びに関係者の皆様には、多大なご迷惑をお掛けし、心からお詫び申し上げる。6月以降の事業を見直した理由であるが、29年度末に、これまでの委託事業者から契約辞退の申出があり、その後、以前、本事業を受託した経験がある地元事業者に委託先を変更した。4月には担当課長をはじめ、栄養士や職員が複数回、現地に赴き、施設管理やアレルギー食への対応など、履行内容を確認、指導するなど入念な引継を行った。しかし、5月から始まった移動教室で、特にアレルギー食の対応が安定的に履行できていない状況が続いたため、教育委員会から栄養士と担当職員を派遣し、事業者への指導、支援を行う状況となった。事故などの発生は無かったが、この間も、施設運営やアレルギー対応など重要な部分における業務遂行に改善が認められず、当該事業者による継続的・安定的な事業実施は困難と判断し、教育委員会として6月以降の事業を見直すこととした。

問　6月以降の未実施校への対応はどうなるのか。また、次年度以降の野辺山学園での移動教室はどうなるのか伺う。

答　今回の見直しで、6月以降の未実施校21校については、9月以降に日程を変更し、野辺山学園周辺の複数の民間施設への移動教室の実施を予定しており、現在、各学校との間で日程調整をしている。なお、次年度以降の野辺山学園での事業については、新たな事業者による事業継続か、近隣民間施設の活用か、または伊豆高原学園や休養村とうぶの既存施設の利用など、中長期的な視点で検討し、移動教室事業の目的を確実に実行できる体制の構築を目指していく。

パラリンピックに対するものづくり支援について

問　大田の技術をパラリンピックに活用して、東京パラリンピックを見据えるだけではなく、その先の戦略も見据えた支援の方向性を伺う。

答　29年度、区は産業クラスター形成事業に着手し、区内企業10社が競技用車いす開発に関わった。競技用車いすの開発・製造については、区内企業の総合力向上の一助になると認識している。区内企業の技術を活用してカスタマイズすることで、障がい者スポーツの器具や装具などへの転用にとどまらず、様々な器具などへの転用にも発展させることができ、市場性の高い分野への進出可能性も開けていく。区として東京２０２０パラリンピック競技大会を契機としながら、その先の地域産業の振興をも見据え、より効果的な支援策などについて研究していく。

行政系人事制度の改正について

問　部長や庶務担当課長の動き、議会対応などを知らないまま出張所長として勤めるのは困難が伴う。制度設計を検討すべき。

答　管理職などの配置、異動については、管理職としての育成や、これまでの職歴などを踏まえ、適切な配置管理に努めていく。

問　新制度における6級職に、7級職を設置しているのは2区。大田区においても、企画経営部長や総務部長は7級職とすべき。

答　7級職の設置について、7級職は、特別区人事委員会が特例として規定しているもので、各区が実情を踏まえて、必要がある場合に、あらかじめ特別区人事委員会の承認を得て設置する。この職の責務としては、庁内の総合調整を担うことが想定されている。大田区においては、副区長がその職責を果たすものと考えており、現在、7級職の設置は考えていない。

問　切替昇任選考で係員となった職員への今後の対応について伺う。

答　人事制度改正に伴い、昨年度、主任主事を対象に、主任職への切替昇任選考を実施した。この選考において、主任職を希望せず、係員となった職員を対象に、今年度に限り、再度、主任職への切替昇任選考を実施する。選考の対象となる職員の中には、係長になることへの不安を理由に、主任職への道をためらっている職員が少なからずいるものと思われる。係長への任用は、職員の能力、適性のほか、その職員がかかえている諸事情などを総合的に判断したうえで実施する。また、状況に応じて、「主査」として配置したり、任用の時期を先延ばしにするなど、柔軟、弾力的に行っていく。今年度の切替昇任選考では、こうしたことを対象職員に丁寧に説明するなど、安心して選考に臨めるよう配慮していく。

問　1・5級の主任主事を新設できないか。

答　7級職を除く職については、特別区共通基準として定められており、7級職の設置とは異なり、各区で設置する裁量はなく、決められた給料表の範囲の中で対応することになる。現状の仕組みの中で、主任・係長職になることへの不安を払拭するなど、昇任意欲が醸成できるよう努めていく。

ご意見ご要望をお寄せください

電話
03-3751-9748
FAX
03-5742-3772
メール
info@mikihiro.jp